

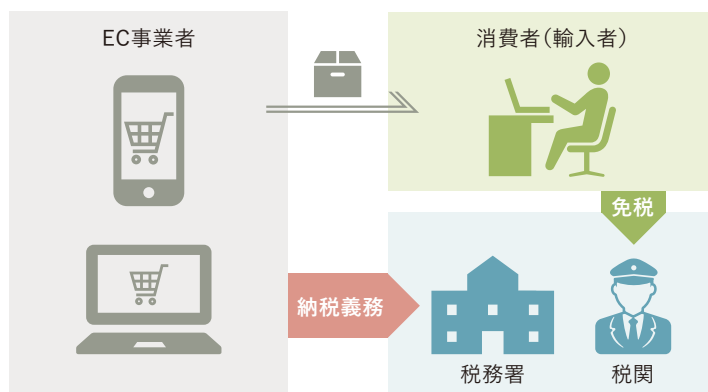
3 消費課税

(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

① 少額免税制度の見直し

- 円滑な通関を維持しつつ、国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、諸外国と同様、販売者に消費税の納税義務を課すこととし、令和10年4月1日から適用を開始します。

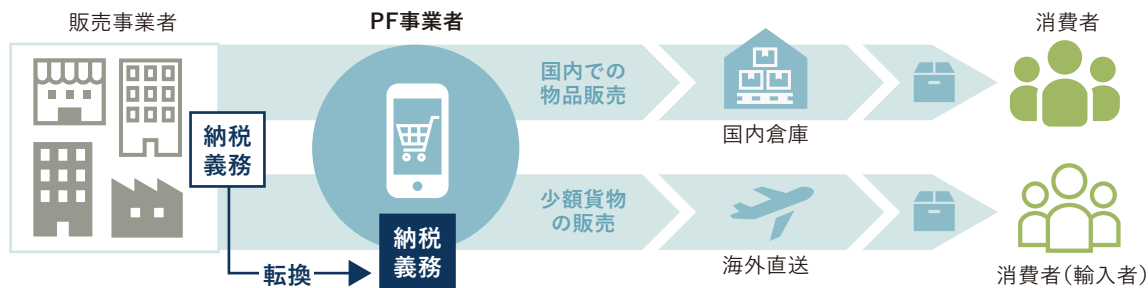
※1万円超の商品は、引き続き関税とともに輸入時に課税します。



② 物品販売に係るプラットフォーム課税

- プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を転換することとし(プラットフォーム課税)、令和10年4月1日から適用を開始します。
- 対象とするプラットフォーム事業者には、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、プラットフォーム課税の対象となる物品販売の合計額が50億円超のプラットフォーム事業者を対象とし、その納税義務をプラットフォーム事業者に転換するほか、所要の措置を講ずることとします。

プラットフォーム課税のイメージ



プラットフォームを介して行われる、①国外事業者による国内での物品販売、②事業者による少額輸入貨物の販売をプラットフォーム課税の対象取引とし、これらの合計額が50億円超のプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。
(注)「少額貨物の販売」については、改正により販売時課税の対象として新たに納税事務を求められることになることや、通関事務への影響等を踏まえ、国内の販売事業者の取引も含めてプラットフォーム課税の対象とする。

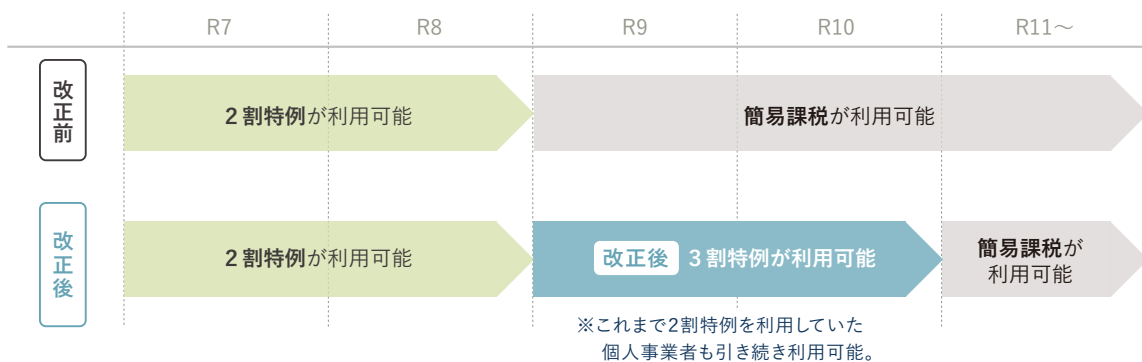
(2) インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

① インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(いわゆる2割特例)の見直し

- いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、納税額を売上税額の3割とする(仕入割合を7割とみなす)ことができる経過措置として、さらに2年延長します。

※令和9・10年分申告において利用可能です。

インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ

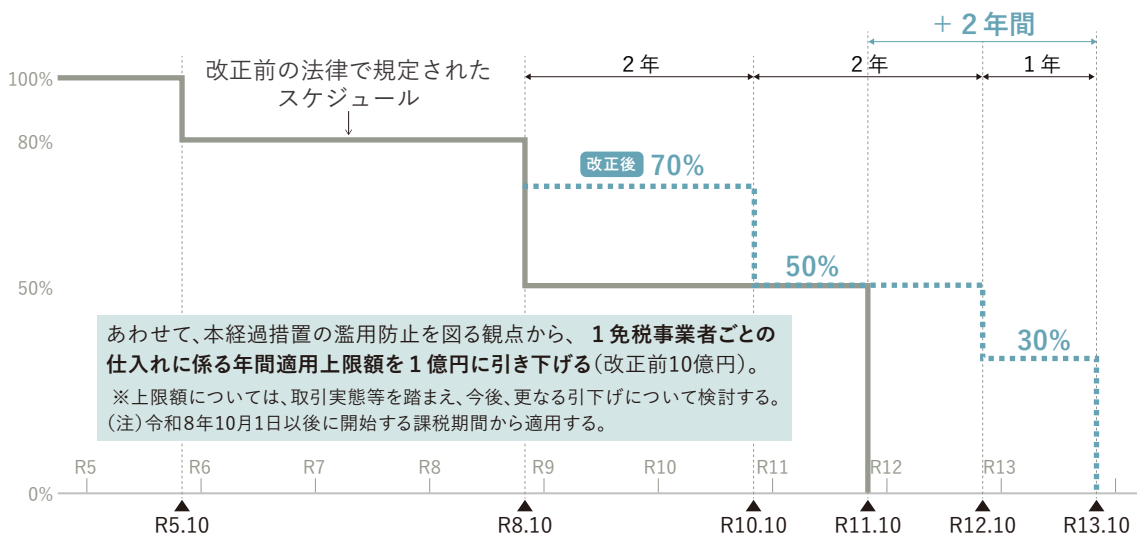


(注1) インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できません。

(注2) 2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすればよいこととします。

② 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(いわゆる8割控除)の見直し

- いわゆる8割控除については、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を緩和するとともに、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額を1億円に引き下げます(改正前10億円)。



(3) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

- 電動車の一層の普及促進を図る観点から、令和8年5月から減免区分の基準となる**2030年度燃費基準の達成度を引き上げた上でエコカー減税の適用期限を2年延長**します。
- 達成度の引上げのうち一部については、令和9年5月から行われます。

【改正前】(R7.5.1～R8.4.30)

車種	減免区分	要件 (2030年度燃費基準達成度)
		EV・FCV・PHV・CNG
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125%達成～
	初回免税	〃 100%達成～
	初回 ▲50%軽減	〃 90%達成～
	初回 ▲25%軽減	〃 80%達成～
	本則税率 (経過措置)	〃 75%達成～

【改正後】(R8.5.1～R10.4.30)

車種	減免区分	要件(2030年度燃費基準達成度)	
		R8.5.1～R9.4.30	R9.5.1～R10.4.30
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125%達成～	
	初回免税	〃 105%達成～	
	初回 ▲75%軽減	〃 100%達成～	
	初回 ▲50%軽減	〃 95%達成～	
	初回 ▲25%軽減	〃 80%達成～	〃 85%達成～
	本則税率 (経過措置)		〃 80%達成～

(注1) EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

(注2) ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。

(注3) バス・トラックについても、燃費基準達成度の引上げ等の見直しを行う。

本則税率適用は
期限(R10.4.30)
までの経過措置

(4) 国際観光旅客税の税率の引上げ

- **オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げ**ます。
- 事業者の準備期間等を考慮し、令和8年7月1日以後の出国に適用します。

(注) 令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国は旧税率を適用。

